

やまと 得々 二情報

大和木材株式会社

〒891-11

日置郡郡山町郡山1466番地

TEL ; 099-298-2288(代)

FAX ; 099-298-2290

第 17 号

1997年 12 月 1 日



… 施主様に説明していますか。改正税制…

消費税が施行されて、9ヶ月になります。昨年の今頃はかけ込み需要で、職人不足、資材不足を心配していましたが、今年は閑古鳥が鳴いている状況です。

さて、政府は消費税引き上げによる住宅取得の負担増大の影響をふまえて、消費者の負担軽減を図る為、いろいろな施策を行っていますので、再度確認してみました。

1. 住宅取得促進税制

(1)適用期限の延長 平成13年12月31日まで



(2)改正内容 借入金の年末残高に応じ下表で算出

居住年		平成9年中		平成10年中		平成11年中		平成12・13年
控除期間		1～3年	4～6年	1・2年	3～6年	1・2年	3～6年	全期間(6年)
1,000万円まで		2.0%	1.0%	2.0%	1.0%	1.5%	1.0%	1.0%
2,000万円まで		1.0%		1.0%		1.0%		1.0%
3,000万円まで		0.5%		0.5%		0.5%		0.5%
限度額	各年	35万円	25万円	35万円	25万円	30万円	25万円	25万円
	合計	180万円		170万円		160万円		150万円

2. 住宅に係る流通税の軽減(登録免許税、不動産取得税)

(1)適用期限の延長 平成11年3月31日まで

(2)拡充内容(軽減税率をさらに1/2引き下げる)

所有権保存登記	1.5/1,000
所有権移転登記	3/1,000
住宅所得資金に係る抵当権設定登記	1/1,000

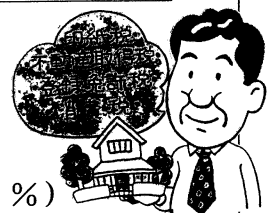
(3)一定の新築住宅に係る不動産取得税

課税標準からの控除額 1,200万円

3. 印紙税の見直し

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の税率

1,000万円超～5,000万円以下	1万5千円	(△25%)
5,000万円超～1億円以下	4万5千円	(△25%)



[情報] 昨今、室内のホルムアルデヒドが問題になっていますが、鹿児島県木造住宅推進協議会ではこのホルムアルデヒドを簡単に測定する機器の貸出をします。施主様への安心サービスにご利用下さい。申込は同協議会又は当社まで。

《定休日》12月は、7、14、21、29、30、31日です。

1月は、1、2、3、4、5、11、15、18、25日です。

ご協力よろしく申し上げます。



(お問い合わせは、お客様サービス係の森園まで)